

平成 29 年度事業計画（案）

1 避難計画に関する取り組み

富士山火山広域避難計画に関する以下の取組を実施する。

- ・富士山火山広域避難計画に基づく市町村避難計画の策定支援
- ・「富士山ハザードマップの改訂に関する事項（火山噴火緊急減災砂防計画との連携を含む）」及び「富士山噴火警戒レベル 2 の運用に関する事項」に係る検討 [作業部会]
- ・広域避難計画の運用に関する検討 [山梨県、静岡県、全市町村]

2 観光客・登山者等の噴火に対する安全対策に関する取り組み

富士山における観光客・登山者の突発的な噴火に対する安全対策に関する情報交換を行うとともに、必要に応じて、関係機関が連携して事業を実施する。

- ・登山者等を迅速かつ円滑に避難させるための輸送体制等の調査 [静岡県]
- ・富士山火山注意喚起標識の整備 [静岡県]
- ・富士山噴火時避難ルートマップの利用状況の把握 [山梨県、静岡県]
- ・富士山噴火時避難ルートマップのポルトガル語版の作成・周知 [静岡県]
- ・訪日外国人登山者に対する緊急情報の多言語化ならびに「コンパスアプリ多言語版」の運用開始（6月予定） [静岡県・山梨県]
- ・山小屋へのヘルメット等安全装備品の配備 [富士吉田市]
- ・各山小屋に防災ラジオを貸与 [小山町]

3 火山防災に関する訓練に関する取り組み

協議会構成機関がそれぞれ課題を決め、独自に防災訓練等を実施する。なお、必要に応じて、関係機関が連携して実施することとする。（国・県・市町村・関係機関による合同訓練は実施しない。）

- ・住民等の実動避難訓練 [山梨県、静岡県、神奈川県、富士吉田市、御殿場市、裾野市]
- ・住民等避難に関する図上訓練 [静岡県、西桂町]
- ・山小屋と協力した情報伝達訓練（6～7月予定） [山梨県、静岡県、富士吉田市、富士宮市、御殿場市、小山町]

4 火山防災に関する普及啓発に関する取り組み

協議会構成機関において、住民や観光客・登山者に対し、噴火に対する安全対策や広域避難計画等の火山防災対策、富士山火山に関する基礎知識などの普及・啓発を図るため、研修会や講演会等を実施する。

- ・富士山噴火時避難ルートマップ統合版の周知啓発 [山梨県、静岡県、全市町村]
- ・コンパスアプリによる登山届提出の普及啓発 [静岡県、山梨県]
- ・スマートフォンアプリ「全国避難所ガイド」の周知 [山梨県]

- ・研修会、出前講座〔山梨県、静岡県、富士吉田市、西桂町、身延町、忍野村、山中湖村、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町〕
- ・講演会〔神奈川県、富士吉田市〕
- ・火山防災対策コーナーによる周知啓発〔静岡県〕
- ・多言語対応ソフトによる防災マップの提供〔富士宮市〕
- ・防災啓発イベントやパンフレット、市町村広報誌等による富士山火山に関する周知啓発〔山梨県、静岡県、全市町村〕

5 避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取り組み

活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号、第8条に基づき、市町村地域防災計画に位置付ける避難促進施設の指定について、進捗を図る。

- ・避難確保計画作成に向けた施設所有者や管理者への説明や調整〔全市町村〕
- ・避難促進施設の指定に向けた市町村の支援〔内閣府防災、山梨県、静岡県〕

6 会議の開催計画

- ・富士山火山防災対策協議会（基本は年1回、必要に応じて追加開催）
- ・各県コア合同幹事会（随時）
- ・各県コアグループ会議（随時）
- ・富士山火山防災対策協議会作業部会（随時）